

石川県公報

平成24年7月6日

第12507号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		公告		目次	
県道の区域の変更	(道路整備課)	1	大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	4
県道の供用の開始	(同)	1	公安委員会		
公告			石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正		5
平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況の公表	(管財課)	1	監査委員		
政府調達に関する協定に係る入札公告	(同)	2	行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表		6
			定期監査結果公表		7

告示

石川県告示第337号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年7月6日から同月24日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

石川県知事 谷本正憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
輪島山田線	鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)42番4地先から	旧	9.86~11.90	94.0	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)69番1地先まで	新	12.86~25.50	94.0	

石川県告示第338号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年7月6日から同月24日まで縦覧に供する。

平成24年7月6日

石川県知事 谷本正憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島山田線	鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)42番4地先から 鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)69番1地先まで	平成24年7月7日	奥能登土木総合事務所維持管理課

公告

平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成23年度災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により、公表する。

平成24年7月6日

石川県知事 谷 本 正 憲
(単位：千円)

1 事業実績	
加入都道府市区町村会員数	679会員
加入戸数	907,205戸
共済委託契約金額	8,126,950,032
火災共済掛金	1,009,203
被災戸数	190戸
火災共済給付金	219,653
特定給付金	13,040
復興建築助成戸数	81戸
復興建築助成金	30,478
住宅災害見舞戸数	5,236戸
住宅災害見舞金	394,380
住宅防火施設整備補助会員数	137会員
住宅防火施設整備補助金	69,099
2 貸借対照表(平成24年3月31日現在)	(単位：千円)
資産の部	
1 流動資産	610,695
2 固定資産	
(1) 特定資産	
異常危険準備金資産	3,015,659
その他特定資産	1,711,114
(2) その他固定資産	483,347
資産合計	5,820,815
負債の部	
1 流動負債	963,511
2 固定負債	3,117,524
負債合計	4,081,035
正味財産の部	
正味財産合計	1,739,780
負債及び正味財産合計	5,820,815

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成24年7月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調達内容
 - 購入件名及び数量
パーソナルコンピュータ 205台
 - 調達件名の特質等
入札説明書による。
 - 納入期限
平成24年9月28日
 - 納入場所
別途指定する場所
 - 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成24年石川県告示第172号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成24年8月2日(木)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成24年8月21日(火)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成24年8月21日(火)午後2時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Personal Computer 205 Units
- (2) Delivery date
By 28 September 2012
- (3) Delivery place
To be specified later
- (4) Time limit of tender
11:00 a.m. 21 August 2012
- (5) Contact point for the notice
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年7月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
寺井ショッピングセンター
能美市寺井町口90番地1ほか18筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後9時まで
(変更後) アルビス株式会社：午前9時から午後9時まで
株式会社クスリのアオキ：午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで
- 3 変更する年月日
平成24年6月29日
- 4 変更する理由
消費者ニーズに対応するため
- 5 届出年月日
平成24年6月28日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び能美市産業建設部商工課
- 7 届出等の縦覧期間
平成24年7月6日から同年11月6日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成24年11月6日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第79号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。
平成24年7月6日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表に次のように加える。

506	市 道 徳用町16号線	野々市市徳用町352番地2先	徳用町方向から田中町方向への右折	車 両	終 日
507	市道2級幹線 太平寺蓮花寺線	野々市市蓮花寺町161番地1先	蓮花寺町方向から三日市町方向への右折	車 両	終 日

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表138、139の項を次のように改める。

138	市 道 内日角3号線	かほく市内日角3丁目7番地先	かほく市内日角方向からかほく市狩鹿野方向への右折	車 両	終 日
139	市 道 内日角3号線	かほく市内日角イ106番地1先	かほく市宇野気方向からかほく市内日角5丁目方向への右折	車 両	終 日

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）白山警察署管内の表に次のように加える。

48	主 要 地 方 道 松任宇ノ気線	白山市五歩市町288番地1先から 白山市乾町157番地1先まで	終 日	約 1,260 メートル
----	---------------------	------------------------------------	-----	-----------------

別表第10（自転車の歩道通行可）津幡警察署管内の表に次のように加える。

67	国 道 159 号	かほく市松浜イ65番地3先から かほく市木津イ73番地10先まで（山側）	終 日	約 570 メートル
----	-----------	---	-----	---------------

別表第10（自転車の歩道通行可）津幡警察署管内の表10の項を次のように改める。

10	国 道 159 号	かほく市遠塚口47番地先から かほく市木津イ75番地2先まで（海側）	終 日	約 1,400 メートル
----	-----------	---------------------------------------	-----	-----------------

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

225	市 道 西大桑町線1号	金沢市西大桑町10番8号先から 金沢市西大桑町14番15号先まで	約 300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引を除く。）
-----	----------------	-------------------------------------	---------------	----------------	----	----------------------

別表第13（車両通行帯）金沢東警察署管内の表111の項を次のように改める。

111	国 道 359 号	金沢市百坂町イ94番地1先から 金沢市百坂町イ95番地先まで （百坂南交差点から百坂北交差点に至る方向）	3	約 30 メートル
-----	-----------	--	---	--------------

別表第13の2（専用通行帯）金沢東警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	国道159号、 国道359号	金沢市大手町426番地 先から 金沢市小金町150番地 先までの公園下交差点 から鳴和方向へ向け、 車道中央線から左側車 線の部分	約2,300 メートル	7:30から 9:00まで (日曜、休 日を除く。)	道路の左側端から数 えて1番目の車両通 行帯をバス専用通行 帯とする。その他の 車線は、バス専用通 行帯を通行する自動 車以外の車両通行帯 とする。	バス専用通行帯 を通行する車両 は、バス、実車 のタクシー(回 送車を含む。) 4人以上乗車の 自動車及び自動 二輪車とする。
---	-------------------	---	----------------	-------------------------------------	---	--

別表第2（一方通行の指定）小松警察署管内の表27の項を次のように改める。

27	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表529、543の項を次のように改める。

529	削	除
543	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表22、23、167、168の項を次のように改める。

22	削	除
23	削	除
167	削	除
168	削	除

別表第6（車両の通行禁止）小松警察署管内の表11の項を次のように改める。

11	削	除
----	---	---

別表第13の2（専用通行帯）金沢東警察署管内の表11の項を次のように改める。

11	削	除
----	---	---

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）金沢東警察署管内の表35の項を次のように改める。

35	削	除
----	---	---

監 査 委 員

行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年7月6日

石川県監査委員	山	田	省	悟
同	盛	本	芳	久
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

第1 公表の範囲

平成23年度に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置について、通知を受けた事項

第2 公表の概要

平成23年度行政監査「県民ニーズに即した施策の展開について」において注意した1件の事項について、知事から通知を受けた。

所 属 名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
白山ろく民俗資料館	展示室内に設置されている光ディスクシステム(平成6年3月31日購入)が、6年以上にわたり壊れたまま放置され、使用不能の状態となっている。 利用の必要性や補修の可能性等をよく検討し、修理又は廃棄等の適正な対応を講ずる必要がある。	光ディスクシステムを廃棄した。

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成23年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年7月6日

石川県監査委員	山	田	省	悟
同	盛	本	芳	久
同	安	田	慎	一
同	織	田	静	代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
県央農林総合事務所	平成24年6月6日	平成24年3月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川農林総合事務所	"	"	"
石川土木総合事務所	平成24年6月8日	"	"
中能登農林総合事務所	"	"	"

